

在宅老人介護支援金給付事業

1. 在宅老人介護支援金給付事業

要介護 4 または要介護 5 と認定され、その状態が在宅で 3 ヶ月以上継続している 65 歳以上の高齢者の介護を「在宅」で行っている家族で、かつ、65 歳以上の高齢者と介護を在宅で行っている家族、同居しているその他の家族等の全員が市民税非課税である場合に、その介護にかかる経済的負担の軽減を図るため、在宅老人介護支援金を月額 10,000 円給付した。

支給月は原則 7 月・10 月・1 月・4 月であり、それぞれ前月までの分を指定の対象者の口座に振り込みを行った。
(例：7・8・9 月分を 10 月に振込)

支給月	7 月	10 月	1 月	4 月	合計
対象月	4・5・6 月分	7・8・9 月分	10・11・12 月分	1・2・3 月分	—
支給延対象者数	47	42	47	45	181
支給金額	470,000	420,000	470,000	450,000	1,810,000